

第22回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年5月27日（金）午後6時45分～
さいたま市役所第2別館第3会議室

- 1 開 会

- 2 議題
 - (1) 各チームからの報告事項について

 - (2) 自治基本条例について

- 3 その他

- 4 閉会

【配付資料】

次第

資料1 条例案骨子の修正（案）

参考資料1 市民から寄せられた意見

参考資料2 職員との意見交換における主な意見

参考資料3 「中間報告」に関する庁内所管課等の意見

条例案骨子の修正（案）

中間報告・条例案骨子	修正(案)	疑問点等(第19・20回検討委員会での意見)及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等
(1) 総論	第1章 総論	
<p>①自治基本条例の目的</p> <p>● (目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> この条例は、<u>自治</u>を担う市民、議会、<u>市長等</u>（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）の主体的な取組を促し、<u>市民自治</u>の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、誇りを持てる<u>都市</u>を実現することを目的とする。 そのために、<u>市</u>（さいたま市をいう。以下同じ。）の自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会、市長等の役割及び責務、<u>まちづくり</u>（市政運営を含む。）の基本的事項等を定める。 	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、自治の基本理念を明示し、市民の権利及び責務、議会及び市長その他の執行機関の役割及び責務その他のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。</p>	<p>※全体的に、文章をシンプルにするとともに、条例形式かつ「です・ます」調に修正した。</p> <p>ア 「自治」と「市民自治」は、それぞれどのような意味か。⇒「自治」の目指す姿が「市民自治」。</p> <p>イ 市長「等（その他執行機関）」の「等」は責務や役割で規定していない。職員は規定している。⇒その他の執行機関の責務等を規定（第11条）。</p> <p>ウ 「主体的」を噛み砕いた方が分かりやすいか。「主体的な」は「自発的な」か。⇒「主体的」は自分の意思・判断によって行動するさま。「自発的」は他からの命令等によらず、自分から進んで事を行うさま。「主体的」の方で統一。</p> <p>エ 「市（さいたま市をいう。以下同じ）」の表記に違和感がある。「市」が地理的なものか、法人としての自治体か、市民の集合体なのかが不明確であり定義が必要ではないか。⇒法人格を持つ地方公共団体としての「市」であり、この場合、定義している例は少ない。全体的に主語を「市」に修正。</p> <p>オ 「まちづくり」と「市政運営」の関係について明確にする必要がある。「まちづくり（市政運営を含む。）」としなくては「市政運営」は含まれないイメージか。⇒用語の定義に追記（第2条）</p>
<p>③用語の定義</p> <p>● (市民とは)</p> <p>「市民」とは、<u>市内に住所を有する者</u>、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。</p> <p>● (市民自治とは)</p> <p>「市民自治」とは、市民が主体となって<u>地域や市の課題</u>の解決に取り組むなど、市民が自ら行うことを基本として、住民から信託を受けた議会及び市長等も、ともに市民のためのまちづくりを進めることをいう。</p> <p>● (協働とは)</p> <p>「協働」とは、<u>市民、議会、市長等</u>が、<u>地域又は社会</u>における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、<u>対等な立場</u>で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう。</p> <p>● (市民参加とは)</p> <p>「市民参加」とは、<u>市政やまちづくり</u>に市民が主体的に関わることをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 住民 市内に住む者をいいます。</p> <p>(2) 市民 住民、市内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。</p> <p>(3) 区民 区内に住む者、区内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。</p> <p>(4) まちづくり 豊かで暮らしやすい地域又は社会をつくるための活動をいいます。</p> <p>(5) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいいます。</p> <p>(6) 市民自治 市民が主体的にまちづくりを行うことを基本として、市も市民のための市政を行うことをいいます。</p> <p>(7) 市民参加 市民が主体的に政策の立案、実施及び評価の過程など市政に関わることをいいます。</p> <p>(8) 協働 市民及び市が、地域又は社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいいます。</p>	<p>ア 用語の定義は「自治の基本理念」の前にあった方がよいのではないか。⇒入れ替え。</p> <p>イ 重要度の高い用語とそうではないものを議論した方がよい（「まちづくり」「市政」の追加の検討、「協働」や「市民参加」の削除の検討）。「まちづくり」の定義が総論の中で錯綜しているので、用語の定義の中で整理するのも方法の1つである。⇒「まちづくり」「市政」等を追加。</p> <p>(市民)</p> <p>ウ 「市内に住所を有する者」は個人だけか、法人も含むのか。「住民」「市内に住む者」という表現の方がよいか。⇒「住む者」＝住民とし、個人を意味するものとした。</p> <p>(市民参加)</p> <p>エ 「市民参加」については様々なレベルがあるが、どこまで参加のイメージをもつか。キーワードが必要のように思う。⇒説明を追加。</p> <p>オ 「市政やまちづくりに市民が関わる」について、全体的に「市民参加」は「市政への参加」の意味で使っている。「まちづくり」への参加は、削ってもよいか。⇒市政への参加に限定。</p> <p>(協働)</p> <p>カ 「地域又は社会」は、「地域又は市の課題」と表現を統一する必要があるか。⇒全体的に「地域又は社会」で統一。</p> <p>キ 「議会」と「市長等」との「協働」について、「協力」はあっても「協働」はイメージがしにくい。基本は二元代表制での関係では。⇒主語を「市民及び市」に修正。</p> <p>ク 市民、議会、市長等が「対等な立場」のイメージがしにくい。市民は選挙で選ばれた人と対等と言ってよいか。「連携を図りながら」、ではいけないのか。⇒「市民活動及び協働の推進条例」との整合を考慮して修正せず。協働により事業を行う際は上下関係があるべきではない。</p> <p>ケ 協働は意思決定からという意見があったが、「協力して事業を行うこと」でわかるか。⇒「市民活動及び協働の推進条例」と整合を考慮して修正せず。早い段階からの協働は望ましいものではあるが、事案ごとの事情にもよる。</p>

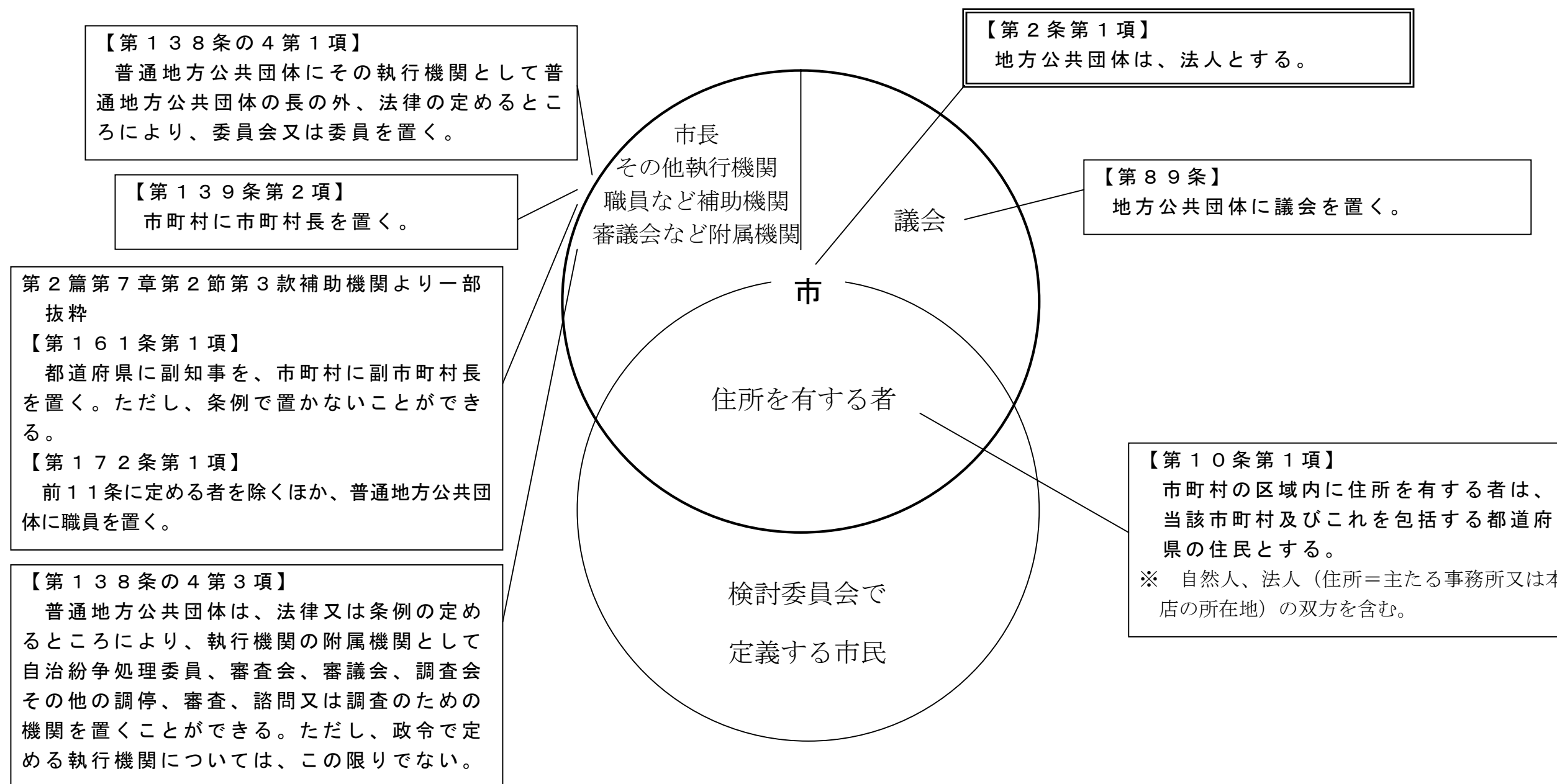
中間報告・条例案骨子	修正(案)	疑問点等(第19・20回検討委員会での意見)及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等
<p>②自治の基本理念</p> <p>● (自治の基本理念)</p> <p>市民、議会、市長等は以下に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとする。</p> <p>(1) まちづくり(豊かで暮らしやすい<u>まち</u>をつくるための活動をいう。以下同じ。)は、市民が責任を持って主体的に<u>地域や市の課題解決</u>に取り組むことを基本とする。</p> <p>(2) <u>住民の信託を受けた議会及び市長等</u>は、それぞれの役割や責務を果たしながら、市民のための市政運営を行う。</p> <p>(3) <u>市は、国や県と対等な立場に立って</u>協力関係を築くとともに、<u>自律的な市政運営の実現</u>を目指す。</p>	<p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 市民及び市は、次に掲げることを自治の基本理念として、市民自治の確立を目指すものとしします。</p> <p>(1) まちづくりは、市民が主体的に地域又は社会における課題の解決に取り組むことを基本とすること。</p> <p>(2) 議会及び市長は、その役割及び責務を果たしながら、市民のための市政を行うこと。</p> <p>(3) 市は、国及び埼玉県と対等な立場に立って協力関係を築くとともに、自立かつ自律的な市政運営の実現を目指すこと。</p>	<p>ア 「まち」、「地域」、「市」、①にある「都市」を整理する必要があるのではないか。⇒「まち」及び「都市」は使わずに文章整理。</p> <p>イ 「市の課題」は市政かまちづくりかなど分かりづらいか。⇒「地域又は社会の課題」に修正。</p> <p>ウ 「住民の信託を受けた」について、議会基本条例では「負託」としている。憲法では「信託」だが、その他の法律では「負託」が多い。信託を受けるのは「議会」は「議員」か。「市長等」の「等(及び執行機関)」も信託の対象か。⇒住民と市民が混在し、分かりづらいので「信託」を削除。</p> <p>エ 「対等な立場に立って」とは、対等ではないように感じる。⇒今後も継続する基本理念として「対等な立場」を明記。</p> <p>オ 「対等な立場に立って」は「⑭国や他の地方自治体との連携」と重複しているのではないか。⇒総論(概要)と個別規定(具体)との関係であり、修正せず。</p> <p>カ 「自律」か「自立」か。⇒「自律」は自分の立てた規律に従って自分の行いを規制すること。「自立」は他の助けや支配なしに一人で物事を行うこと。両方記述。</p> <p>キ (3)の主語は「市」でよいか(「自律的な市政運営の実現」を目指すのは「議会及び市長等」ではないか。)⇒全体的に主語を「市」で統一。「市」の機関として議会や市長がある。</p>
<p>④条例の位置付け</p> <p>● (自治基本条例の遵守)</p> <p>この条例は、市民自治の推進に当たり、その理念や基本的なルールを明らかにし、地域や市の課題の解決に際して、<u>最も大切な規範</u>として運用するものであり、市民、議会、市長等は、誠実にこれを<u>遵守</u>しなければならない。</p> <p>● (他の条例等との関係)</p> <p>議会及び市長等は、他の条例、規則、他の規程を制定、運用、改正、廃止するときは、原則として、この条例の規定との整合を図らなければならない。</p> <p>● (市の計画等との関係)</p> <p>市長等が<u>計画</u>を策定等する場合、または事業を決定、実施等する場合も、同様とする。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第4条 市は、他の条例、規則等を制定、運用、改正又は廃止を行うときは、原則として、この条例の趣旨に基づき、この条例との整合を図らなければなりません。市が政策の決定、実施等を行う場合も、同様とします。</p>	<p>ア 見出しを「(条例の位置付け)」とした。</p> <p>イ 全条文の最後にあった方が説得力があるのではないか。⇒総論で書いてあらかじめ理解した上でこれ以降を読んでもらう流れ。</p> <p>ウ 1つ目の「●」の条例の説明は、最初の目的と重複していないか。「遵守する」は当然ではないか。1つ目は不要では。⇒前文で整理。</p> <p>エ 「最も大切な規範」と「最高規範」は同じ意味か全体会で議論すべき。⇒前文で検討。</p> <p>オ 3つ目の「●」で、「計画」が唐突ではないか。⇒「政策の決定、実施等」に修正。</p> <p>カ 「市長等」「策定等」「実施等」と「等」が続くのに違和感がある。⇒文章整理。</p> <p>キ 「実施等」の「等」が何を意味するかが不明である。⇒1つの条にまとめ、流れで読めば「改定」「廃止」が伝わるのではないか。</p>
<p>(2) 市民の権利と責務</p>	<p>第2章 市民の権利及び責務</p>	
<p>①市民の権利</p> <p>● (市民の権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民は、<u>安全で安心な環境</u>の中で暮らし、<u>活動する権利</u>を有する。 市民は、市民自治を担う主体として<u>尊重される</u>とともに、次に掲げる権利を有する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>市政</u>に関する情報を議会及び市長等と共有すること。 (2) <u>政策</u>の立案、実施及び評価の過程に関わること。 (3) <u>まちづくりの成果</u>を享受すること。 	<p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、安心して安全な環境の中で暮らし、公益的活動、事業活動その他の活動を行う権利を有します。</p> <p>2 市民は、前項に規定するもののほか、市民自治を担う者として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有します。</p> <p>(1) 市政に関する情報を知り、市と共有すること。</p> <p>(2) 政策の立案、実施及び評価の過程など市政に関わること。</p>	<p>ア 「安全で安心」について、危機管理の文章では「安心して安全」とある。⇒後者で統一。</p> <p>イ 「活動する」とは具体的に何をすることか。⇒「公益的活動、事業活動その他の活動」に修正。</p> <p>ウ 「尊重される」とは基本的人権の尊重の意味か、別の意味か。⇒市民自治を担う者、まちづくりに取り組む権利を持つ者として尊重される。</p> <p>エ 情報共有における「知る権利」の記述とあわせ、第2項第1号に「情報を知り」を追記。</p> <p>オ (1)「市政」、(2)「政策」ときて、(3)の「まちづくり」が唐突ではないか。「まちづくりの成果を享受する」はイメージできるか。記載する必要があるか。「政策」と「まちづくり」の関係を整理できないか。⇒「まちづくりの享受」は第1項に含まれるものとして削除。</p>

中間報告・条例案骨子	修正(案)	疑問点等(第19・20回検討委員会での意見)及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等
<p>②市民の責務</p> <p>● (市民の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民は、主体的に<u>まちづくりに参加</u>するよう努めるものとする。 市民は、市政及び<u>まちづくりへの参加</u>に当たり、法令等を遵守するとともに、自らの発言や行動に責任を持つよう努めるものとする。 市民は、互いの発言や行動を認め合いながら、互いに助け合い、まちづくりに努めるものとする。 市民は、<u>公共サービスの享受</u>に当たり、<u>応分の負担を負う</u>ものとする。 <p>● (事業者の責務)</p> <p><u>事業者は、事業活動等を行うに当たり、公共的な視野に基づいて、自然環境や生活環境などに配慮し、地域と調和した活動を行うものとする。</u></p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、主体的にまちづくりに取り組むことにより、市民自治の確立に努めるものとします。</p> <p>2 市民は、前項に規定するまちづくりの取組に当たっては、次のことに努めるものとします。</p> <p>(1) 法律、条例、規則その他の法令等を遵守すること。</p> <p>(2) 次世代の負担をはじめ、将来の地域及び社会に与える影響に配慮すること。</p> <p>(3) 自らの発言及び行動に責任を持つこと。</p> <p>(4) 互いの発言及び行動を認め合うとともに、助け合うこと。</p> <p>3 市民は、公共サービスに伴う負担を分担するものとします。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第7条 市内で事業活動を行う者又は団体は、当該活動を行うに当たっては、自然環境、生活環境等について適正に配慮するなど、豊かで暮らしやすい地域又は社会の実現に努めるものとします。</p>	<p>ア 「まちづくりに参加」は、受動的に感じるため、「…に取り組み」に修正。</p> <p>イ 第2項第2号に、将来への配慮として「次世代の負担をはじめ、将来の地域及び社会に与える影響に配慮」を追加。</p> <p>ウ 「公共サービス」は「享受」するものか。「享受」では伝わりにくいのではないか。「応分の負担を負う」については、「公平性、公正性の観点から応分の負担を負う」とした方が、誤解が生じないのではないか。⇒「公共サービス」の定義を含め、要検討。</p> <p>エ 「事業者」と市民の定義にある「事業活動を行う者」の整理が必要。⇒用語の定義(第2条)に合わせる。</p> <p>オ 「公共的な視野に基づいて」について、「視野」に「基づく」の表現は適切か。⇒文章整理。</p> <p>カ 「地域と調和した活動」について、「地域」ではなく「地域社会」ではないか。⇒文章整理。</p>
<p>③自治の担い手としての人づくり</p> <p>● (市民自治の担い手としての人づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、議会、市長等は、市民自治を推進するため、市民自治の担い手として<u>市民が成長できる環境</u>を積極的に整備するよう努めるものとする。 市民、議会、市長等は、次代の社会を担う子ども及び青少年に対し、市民自治の担い手としての能力が育っていくように積極的に支援を行うよう努めるものとする。 	<p>(市民自治の担い手としての人づくり)</p> <p>第8条 市民及び市は、次代の社会を担う子ども及び青少年が市民自治の担い手として育つよう、積極的に支援するよう努めるものとします。</p>	<p>ア 「市民が成長できる環境」とはどのような環境か。「市民が成長する」とはどのようなことか。まちづくりに参加する環境、ということか。市民参加を支援するということか。</p> <p>イ 「市民が成長できる環境」は市民を見下げている印象を受ける。単に「成長できる」とすれば主体が市民に限られなくなる。</p> <p>⇒特に重要なものとして「子ども及び青少年」に限定。大人に対しては、第6条(市民の責務。「主体的にまちづくりに取り組むこと…」。)で対応。</p>
<p>(3) 議会・議員の役割と責務</p>	<p>第3章 議会・議員の役割及び責務</p>	
<p>①議会の役割・責務</p> <p>● (議会の役割)</p> <p>議会は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、市の意思を決定するとともに、市長等による事務の執行の監視機能、調査機能、政策形成機能、<u>議決機関としての利害調整機能</u>などを果たしていかなければならない。</p> <p>● (議会の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会は、その役割を十分に果たし、かつ、市民自治を推進するため、市民の多様な幅広い意見を市政に反映させるよう努めるものとする。 その際、<u>議会は、市民の市政に対する関心と参加意欲を高めるとともに、市民が議会を身近なものと感じられる</u> 	<p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第9条 議会は、市民福祉の向上及び市の健全な発展のため、審議及び議決により市の意思を決定するとともに、次の役割等を果たさなければなりません。</p> <p>(1) 市長その他の執行機関による事務の執行の監視</p> <p>(2) 市政に関する課題の調査研究</p> <p>(3) 政策の立案</p> <p>2 議会は、前項に規定する役割を果たし、市民の議会及び市政に対する関心及び参加意欲を高め、かつ、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。</p> <p>(1) 市民の多様な意見を聴き、尊重すること。</p> <p>(2) 意思決定過程に関する情報を市民に分かりやすく公表す</p>	<p>ア 「議会」と「議員」の書き分けが必要か否か。⇒第9条と第10条で分けている。</p> <p>イ 「役割」と「責務」の違いは何か。⇒「役割」は割り当てられた役目。「責務」は自分の責任として果たさねばならない事柄。事柄が役割で、それを「果たすこと」又は「果たすためにやるべきこと」が責務。</p> <p>ウ 「議決機関としての利害調整機能」で分かるか。別の表現が必要ではないか。⇒「等」でまとめる。</p> <p>エ 2つ目の●「議会の責務」の2つ目の「・」の文章が長く、整理が必要か。⇒文章整理。</p> <p>オ (2)「議会の諸活動への市民参加を促進すること。」が漠然としすぎていないか。その内容が把握しづらいのではないか。⇒「政策立案等を行うに当たり、市民参加を…」に修正。</p> <p>カ (2)「市民参加を促進」だけでなく「協働」を追加すべきか。⇒追加。</p> <p>キ (2)は「その際、議会は、～」と内容が同じであるので不要ではないか。⇒文章整理。</p>

中間報告・条例案骨子	修正(案)	疑問点等(第19・20回検討委員会での意見)及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等
<p>よう努めながら、主に次に掲げる取組を推進するものとする。</p> <p>(1) 議会の意思決定及びそこに至る過程についての情報などを市民に積極的かつ分かりやすく提供するとともに、すべての会議を原則として公開するなど、議会における透明性の確保を図ること。</p> <p>(2) <u>議会の諸活動への市民参加を促進すること。</u></p>	<p>ること等により、議会活動の透明性の確保を図ること。</p> <p>(3) 政策立案等を行うに当たり、市民参加及び市民との協働を促進すること。</p>	<p>ク (2)の所に「市民との対話を進めるなど」と冒頭に入れてはどうか。⇒第2項第1号で、「市民の多様な意見を聴き、尊重する」とした。また、「市民の多様な意見を市政に反映」は、市民意見を聴いた上で最良の判断をすることとなることも含め、これに修正。</p>
<p>②議員の役割・責務</p> <p>● (議員の責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員は、<u>住民から市政に関する権能を信託された代表</u>であることを自覚し、議会の役割及び責務を果たすため、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 議員は、市民全体の福祉の向上を勘案して<u>職務</u>を遂行するため、市民との対話などを積極的に行い、<u>市民の多様な幅広い意見の把握</u>に努めなければならない。 	<p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に、前条に規定する議会の役割及び責務を果たすことに取り組まなければなりません。</p> <p>2 議員は、市民との対話等を積極的に行い、市民の多様な意見及び地域又は社会の課題の把握に努めなければなりません。</p>	<p>ア 「責務」しかなく、「役割」の記述がない。⇒役割の記述は、議会と市長その他の執行機関のみとした。</p> <p>イ 「市政に関する権能」とは何か分かりづらいか。⇒文章整理の中で削除。</p> <p>ウ 「代表」について、議員は住民の代表だが代表統括権は市長であるので、「代表であること」は工夫した方がよいか。⇒この条の中で住民と市民が混在し、分かりづらいので削除。</p> <p>エ 「法令等の遵守」について、市民の責務(第6条)及び職員の責務(第12条)にのみ記述があるため、この条及び市長その他の執行機関の役割及び責務(第11条)にも追記。</p> <p>オ 議員の「職務」とは何か分かりづらいか。⇒文章整理の中で削除。</p> <p>カ 「市民の多様な幅広い意見」について、「生活課題の把握」も追記すべきか。⇒「地域又は社会の課題」を追記。</p>
<p>(4) 市長・職員の役割と責務</p>	<p>第4章 市長・職員の役割及び責務</p>	
<p>①市長の役割・責務</p> <p>● (市長の役割・責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長は、市の代表者として、市民福祉の向上及び市の健全な発展のため、市民自治の推進を図り、公正かつ誠実に市政を運営する。 市長は、開かれた市政運営を行うとともに、効率的かつ健全な財政運営を行わなければならない。 市長は、市政における<u>ビジョン</u>(将来の構想や展望)を明示し、<u>リーダーシップ</u>を発揮して、その実現を図らなければならない。 市長は、市政の各分野にまたがる課題の解決のため、関係部署や関係機関の相互の連携、調整を図り、<u>総合的な取組</u>の推進に努めなければならない。 	<p>(市長その他の執行機関の役割及び責務)</p> <p>第11条 市長その他の執行機関は、市民福祉の向上及び市の健全な発展のため、市民自治の確立を図り、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、法令等を遵守するとともに、前項に規定する役割を果たすため、次のことに努めなければなりません。</p> <p>(1) 市民の多様な意見を市政に反映すること。</p> <p>(2) 市民との情報共有のための取組の推進により、市民に開かれた市政の実現を図ること。</p> <p>(3) 市政の各分野にわたる課題の解決のため、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図り、総合的な取組を推進すること。</p> <p>3 市長は、市の代表として、前項に規定するもののほか、次のことに努めなければなりません。</p> <p>(1) 市政における将来の構想又は展望を明示し、リーダーシップを発揮して、その実現を図ること。</p> <p>(2) 健全財政を確保すること。</p>	<p>ア 市長を除く執行機関についても規定する必要があると考え、修正。</p> <p>イ 「役割」と「責務」の違いは何か。一緒にしてもよいか。⇒「役割」は割り当てられた役目。「責務」は自分の責任として果たさねばならない事柄。事柄が役割で、それを「果たすこと」又は「果たすためにやるべきこと」が責務。文章を整理したが明確に分けてはいない。</p> <p>ウ その他執行機関の役割・責務が取り上げられていないがよいか。⇒市長を除く執行機関の役割・責務も追加し、文章整理。</p> <p>エ 「法令等の遵守」について、市民の責務(第6条)及び職員の責務(第12条)にのみ記述があるため、この条及び前条にも追記。</p> <p>オ 「総合的な」とはどういうことか。「包括的」ではないか。⇒いわゆる縦割りの弊害に関して、組織横断的な取組を推進することが考えられる。「総合的」の方が適切と考え修正せず。</p> <p>カ カタカナ表記は分かりづらいか。⇒「リーダーシップ」に代わる日本語が難しく、現時点では修正せず。</p> <p>キ 「健全財政の確保」について、地方自治法180条の6により、予算の調製及び執行は市長の権限とされており(180条の2により、市長が他の執行機関に委任又は補助執行させている)、権限を明確にするために、市長の責務として規定。</p>

中間報告・条例案骨子	修正(案)	疑問点等(第19・20回検討委員会での意見)及び最終報告たたき台作成チームで検討した対応等
<p>②職員の役割・責務</p> <p>● (職員の役割・責務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、法令等を遵守するとともに、市政の運営に携わり、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 職員は、市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、<u>市民自治へ積極的に参加</u>するよう努めなければならない。 職員は、市民の信頼と期待にこたえることができるよう、常に能力の向上に努めなければならない。 	<p>(職員の責務)</p> <p>第12条 職員は、法令等を遵守するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、市民の信頼及び期待にこたえるとともに、市民自治の確立を図るため、次のことに努めなければならない。</p> <p>(1) 市民と積極的に対話し、市民の多様な意見及び地域又は社会の課題を把握すること。</p> <p>(2) 常に職務に必要な知識及び技能を修得し、能力を向上させること。</p>	<p>ア 「役割」と「責務」の違いは何か。一緒にしてもよいか。⇒補助機関としての役割が考えられるが、役割の記述は、議会と市長その他の執行機関のみとした。</p> <p>イ 「市民自治へ積極的に参加」がわかりづらい。「まちづくり」にしてはどうか。⇒文章整理。</p> <p>ウ 1人の市民である職員として、理想論としてはよいが、機能論としては整理が必要か。ファシリテーターの役割もあるのでは。⇒どこまで個別具体的に記述するか要検討。</p>

【参考】「市」の構成イメージ



市民から寄せられた意見

○自治基本条例検討委員会の中間報告について

中間報告書の18頁「市政運営の基本原則」の条例案骨子「(3) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、地域や市の課題を効果的に解決するため、協働の核となる人材の育成や発掘に努め、積極的に協働の推進を図る」について、「協働の核となる人材の育成や発掘に努め」を削除した方がよい。

協働の推進を図るためには、人材が必要不可欠であるが、それは推進するための課題であると考ええる。基本原則とするならば「市民の自主的な～解決するため、積極的な～図る。」という表現がよいのではないかと。

○自治基本条例検討委員会の中間報告について

(全体的な意見)

- ・ いくら比喩としても、さいたま市の憲法というのは非常に行き過ぎの表現であると考ええる。
- ・ 市長と議会と市民の関係整理をして明確化すればよく、条例の形にまで昇華させる必要はあるかよくわからない。
- ・ 全体として、理念的かつ抽象的な表現が多くわかりづらい。まず、この中間報告で掲げられた事柄について、全庁あげて現条例、規則に反映できるか検証してみても改正が必要なものは改正することでよいのではないかと。
- ・ 考え方・解説の中に、条例・規則名を引用している記述があるが、そのようなところはあえて、条例化する必要があるのか。

(ページごとの意見)

頁	中間報告の記述 (抜粋)	意見
4頁	(イ 多様化する課題への対応) …さいたま市の <u>まちづくりを進める際の</u> <u>拠り所となる考え方や基本的なルールを</u> <u>誰が見ても分かりやすいように整理し、</u> <u>みんなで共有することが大切です。</u> その ためには、「自治基本条例」という形で、 まちづくりの基本となる考え方や基本的 なルールをはっきりと定めることが必要 だと考えます。	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的なルールとはまちづくりの基本的なルールか。・ 基本的なルールがなぜ必要なのか説得力に欠ける。・ 自治基本条例でなく、そのときの為政者の任期中のまちづくりの考え方を示して、関連する条例を改正すれば足りるのではないかと。

5 頁	<p>((4) 条例の名称)</p> <p>条例の名称については、…「<u>市民が自治の主体であることを明確にしたい</u>」などの理由から、現時点では「<u>市民自治基本条例</u>」がふさわしいと考えています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民よりもやはり住民が主体である。市民活動家、本市への通勤者は主体よりはむしろサブ的な位置づけであろうと考える。
6 頁	<p>(5) 条例案骨子 (中間報告) の構成図 (イメージ)</p> <p>[省略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> さいたま市民憲章として (1) 総論 <ul style="list-style-type: none"> ②自治の基本理念 ③用語の定義 (2) 各主体の責務等 <ul style="list-style-type: none"> ①市民の役割と責務 ②議会の役割と責務 ③市長の役割と責務 <p>くらいにとどめておくべきと考える。市民の権利は役割でよいと考える</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会と議員の関係 (構成員)、市長と職員の関係 (雇用関係他) は、一様でない。 特に登場人物として議員、職員を出さずに、市民と議会と市長の3つでまとめればよいのではないか。
7 頁	<p>(①自治基本条例の目的)</p> <p>この条例は、自治を担う市民、議会、市長等 (市長その他の執行機関をいう。以下同じ。) の主体的な取組を促し、<u>市民自治の確立を図り、もって市民が幸せを実感し、誇りを持てる都市を実現</u>することを目的とする。</p> <p>キ …「<u>課題解決の羅針盤</u>」として、地域や市の課題解決に向けて主体的な行動を促すための一つの方向性を明示する…</p>	<ul style="list-style-type: none"> あたかも市民自治の確立を図ることで、効果が得られるように記載されており、市民自治が万能であるかのように見える。 市民自治とは何かという明確な定義が必要である。 課題解決の方向性 (選択肢) は何パターンか市長が構想し、議会と相談しながら決めればよいのではないか。
8 頁	<p>(②自治の基本理念)</p> <p>(2) <u>住民の信託を受けた議会及び市長等は、それぞれの役割や責務を果たしながら、市民のための市政運営を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民の信託を受けたものが、市民に対して市政運営を行うのはおかしいのではないか。 市長等の等に含まれる職員は信託を受けていない。

	<p>イ <u>住民は、市政の意志決定と執行のすべてを議会と市長等に委ねているわけではなく、市民福祉の向上及び市の健全な発展のためには、<u>市民が市政に主体的に関わる必要があります。</u></u></p>	<ul style="list-style-type: none"> なぜ、住民が市民に置き換わるのかわからない。
9 頁	<p>(③用語の定義)</p> <p>「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または<u>団体</u>をいう。</p> <p>イ 住民以外では、例えば、市を訪れる者なども考えられますが、「<u>権利</u>」を行使し、「<u>責務</u>」を果たすべき自治の主体として…</p>	<ul style="list-style-type: none"> 団体は「市民」ではなく、「市民団体」とするのが正しいと思う。 まずは国民として、住民としての義務をはたすことが、市民のあるべき前提であると思うので、「…「責務」を果たしたうえで、「権利」を行使する自治の主体として…」にすべきと思う。
13 頁	<p>(③自治の担い手としての人づくり)</p> <p>イ …<u>子どもや青少年も市民自治を担う能力を有しており、市民、議会、市長等は、その能力が育っていくよう、様々な形で支援をしていくことが大切です。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 青少年はいいが、子供は難しい。潜在能力くらいである。能力があるという、後段はその能力を育てるという、資質がありそれを育てる、潜在化を顕在化するなどの表現ならわかるのだが。
14 頁	<p>(①議会の役割・責務)</p> <p>イ …<u>議会は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、市民の広範な意見を把握し、市の政策に反映させることで…</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 「市の健全な発展」というのは何か。
17 頁	<p>(①市長の役割・責務)</p> <p>ア 市長は、…<u>長期的な観点から市民自治が有効に機能し、発展していくためには、市民の意思を反映した市政運営をしっかりと行わなければなりません。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意思はどのように把握することができるか。 意思は踏まえるのでよく、反映までする必要はない。 市民自治と市政運営は、概念的に大きさが違う。 市民自治の発展など概念的によくわからないところがある。

<p>18頁</p>	<p>(②職員の役割・責務)</p> <p>ウ …職員は、<u>市民自治の推進という観点からみれば、市民に対して全体的な視野から情報提供や助言を行う存在である</u>と考えます。</p> <p>エ 職員には、<u>病気や多忙であるなど諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民もいることを視野に入れつつ、幅広く市民の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が…</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ どうしてそのような帰結になるのかわからない。 ・ 病気、多忙な人を訪問するのか、そうしないと汲み取れない。
<p>19頁</p>	<p>(①市政運営の基本原則)</p> <p>(4) 社会経済情勢の変化及び多様化する地域や市の課題に迅速かつ的確に対応するため、<u>政策、制度、組織などについて不断の見直しを行う…</u></p> <p>オ …効果的、効率的に対応できるよう、<u>政策や制度、組織などを適宜見直し、必要に応じて変えていくこと…</u></p> <p>ア …より<u>積極的なコンセプト</u>が…</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (4) とオについて、どちらが正しいか、「不断」と「適宜」の記述の差はどこにあるのか。 ・ 「積極的なコンセプト」の言葉のつなげ方に違和感がある。
<p>22頁</p>	<p>(③市政への市民参加)</p> <p>議会及び市長等は、<u>多様な市民が市政に参加できるように、市民参加の制度や機会の充実に努める…</u></p> <p>ウ …<u>市民の多くが参加の仕組みを知らないため、市民の力が発揮されておらず、参加の制度等を市民に分かりやすく構築し、発信していくことが大切です。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「多様な市民」とは何か。いろいろな考え方を持つ市民等の意か。 ・ 市民の力が発揮されるとどのようなことが現出するのか。 ・ 何人ぐらいが知らないのか。ここでの市民は市民活動団体も含むのか。 ・ 再構築にしないと、これまでの施策が否定されているように受け止められはしないか。 ・ 仕組みを知らない市民の数などがデータとしてあればもっと説得力があるのではないか。

	<p>イ …市民自治の確立が不可欠… エ …市民自治の確立につながる…</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民自治の確立とはどのような状況をいうのか。体系、体制構築段階や運用段階などが考えられるが、具体化されていないように思う。 前出として市民自治の発展という言葉があった。市民自治の段階を整理し、明確化するのがよいのではないか。
<p>24頁</p>	<p>(⑤市民の意見等への対応義務) 議会及び市長等は、…市民に速やかに回答し、<u>説明責任</u>を果たすものとする。</p> <p>イ 議会及び市長等は、…<u>耳を傾け、市民福祉の向上及び市の健全な発展に寄与するもので、法律上、財政上、技術上などを踏まえて可能なもの</u>については、速やかに市政に反映するよう…</p>	<ul style="list-style-type: none"> あえて「説明責任」を使う必要はない。「市民に速やかに回答するよう努めるものとする」でよい。 発展に寄与し、可能なものであれば、速やかに市政に反映とあるがどのようなものを想定しているのか。たくさんありそうな気がするが、生産緑地の買取など。
<p>25頁</p>	<p>(⑥住民投票) ア …<u>賛否が分かれる問題について、住民の意思を確認するためには、必ずしも選挙によらず、議会及び市長が住民投票を活用することも重要な選択肢の一つと考えます。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民投票と同様の重要な選択肢はほかにあるのか。住民はどのような選択肢をもっているのか。
<p>26頁</p>	<p>(⑦総合振興計画) 市長は、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化に柔軟に対応するとともに、必要に応じて総合振興計画の見直しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「市長は…十分に見据えた上で、必要に応じて総合振興計画の弾力的な見直しを行うものとする。」とすべき。
<p>27頁</p>	<p>(⑧財政運営) 市長等は、…<u>中長期的視野に立った財政の健全性の確保を</u>図らなければ…</p> <p>キ また、市民にも、自らの社会的な行為が市の健全財政に結びつくことを意識するとともに、財政運営について中長期的な視点を持って考えることが求められます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 財政の健全さは何の指標で判断するのか。政令市で何番目は、指標ではない。 具体のイメージができない。道端にポイ捨てしないなどか？

<p>28頁</p>	<p>(⑨監査)</p> <p>エ また、外部監査制度についても、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、監査委員による監査とは別に、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施することを<u>確認的に規定</u>するものです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> これまで条例で、確認的に規定するものはあったのか。このほかにも確認的に規定されている条項もあるので、自治基本条例は、条例ではなく、市民憲章的に作成し、それにならって各条例・規則を直すことがよいのではないかと。当然、検討にあたり条例等の洗い出しはやられているとは思いますが。
<p>29頁</p>	<p>(⑩行政評価)</p> <p>● <u>(行政評価の実施)</u></p> <p>市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、<u>市政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施する。</u></p> <p>イ 長引く経済不況の中で、<u>税収の増加は期待できず、一方で、少子高齢化の進行などもあって行政需要は増大し続けており、当分の間、厳しい財政運営が求められることが見込まれ…</u></p> <p>キ <u>行政評価の結果により、費用対効果の低い事業等の見直しは必須</u>です…</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民へ説明するのは、行政評価を実施してからではないか。題目と内容の不一致。「各事業の検証を行うため行政評価を実施する」とするのはどうか。 少子高齢化と行政需要の増大の因果関係が希薄ではないか。 行政需要の増大と厳しい財政運営とあるが、行政需要すべてについて税金でまかなわなくてはならないのか。他のセクターではできないのか。 少子化と高齢化はまったく別の次元の話であるので、少子化、高齢化としたほうが良いのではないかと。 民間セクターで利益の出ないものも行政は行っている。これまでの見直しで事務事業が廃止されたものなどあるのか。
<p>33頁</p>	<p>(⑭国や他の地方自治体等との関係)</p> <p>議会及び市長等は、市が関わる他の地方自治体と積極的に連携を進め、競い合い、助け合い、共に発展していくことに努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象は、九都縣市や近隣自治体や他の政令市などになるが、あえて必要な記述であろうか。特に「競い合うことに努めるものとする」がよくわからない。

	<p>議会及び市長等は、国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、これらを通じて得られた知見を、市のまちづくりに反映するよう努めるものとする。</p> <p>エ 特に、他の地方自治体との関係においては、<u>人材、権限、財政力など政令指定都市としての潜在能力を積極的に活用して、…と</u>考えます。(この中でも、<u>県内唯一の政令指定都市として、特に近隣自治体に与える影響は大きいことが想定され、中心的役割を担っていくことが重要と</u>考えます。)</p> <p>カ また、<u>特に市は国際会議観光都市として国から認定を受けていますので、この役割を果たすため、積極的に国際会議等の誘致を図るなど、国際交流を推進していくことが必要</u>です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互理解を深めることが市にどのようによい影響をもたらすのかよくわからない。 ・ これまでの海外視察の報告書が市民に閲覧可能となっているか。 ・ 外国での知見が、市のまちづくりに反映されたものはあるのか。 ・ 能力は顕在（表出）しなければ、活用できない。 ・ 埼玉県中央広域行政推進協議会は廃止したようだが、どのように周辺と連携するのか方向性が不明。 ・ 役割を果たすため、国際会議等の誘致を図るのではない。 ・ 結局、「国際化」が自己目的化し、国際化の結果何が市として得られるのかが書かれていない。
35頁	<p>(②区のあり方)</p> <p>[省略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ あり方論をここで開陳することはいかがか。まずは、本庁との役割分担や本庁と区役所との情報共有などすぐやるべきことがある。本庁の記述が少なすぎる。 ・ 区役所の役割・責務と区長の役割・責務の並列がいかがと思う。役職である区長に責任はある。概念としての区役所に役割はあるが、責務はない。 ・ ここで言う区役所とは、場所なのか、施設名、一集団の名称なのか。

○自治基本条例検討委員会の中間報告について

47回にも及ぶ検討委員会の議論の末、自治基本条例案の骨子ができあがったことに対し、敬意とご苦労に感謝します。

まとまりがあってバランスのとれた内容ですが、市民がつくったものになっているか、市の健全な発展のために、公益通報した市民の保護規定があった方が市及び市民のためになると思います。

(1) 前文の設定

どのようなまちを目指すか市民の思いをもっと分かりやすく、1個条にまとめるのが分かりやすい。まちづくりの理念とビジョンを簡潔に前文として冒頭に掲げる。

内容は、中間報告書4頁「(2) めざすまちの姿と自治基本条例」の枠内の文章でよいと思うが、文体は前文だけ市民が親しみやすい「です・ます」調にする。

(2) 条例の位置付け (中間報告書10頁)

最高規範性について、いろいろと意見が寄せられているが、市の条例の中において、最高(基本)としての性格付けをするので、さいたま市の憲法と表現したのであって法律体系を乱すものではない。市民に誤解されるので、中間報告書のような表現がよいと思う。

「最も大切な規範として」を、「最も大切な基本規範として」又は「基本規範として」と表現するのはどうか。

(3) 市の発展のための法務 (同報告書31頁)

条例案骨子の中に市民の意見を聴くことを掲げるべきと思う。市民参加(22頁)の所で既に規定されていたとしても、ここに掲げると分かりやすいと思う。また、「市の発展のため…」を「市民のため…」としてはどうか。

(4) 地域コミュニティ (同報告書34頁)

考え方、解説の「イ 地域コミュニティを基盤とする自治会、自主防犯組織、PTA等の組織は市民自治を進める上で最も重要な主体です。」に、自主防災組織も活動しているので入れるべきと思う。

(5) 条例の運用等 (同報告書37頁)

条例の実効性確保のために見直しは必要であり、条例案骨子では「適宜」としてはいるものの、だらだらとならないか懸念されるので、2年か3年ごとに見直すと規定するのはどうか。

この条項に限らないことであるが、行政裁量はできるだけ狭くしないと、市民の手の届かないところで、物事が決められて市民の意思とかけ離れる恐れがあるため、条文で明確にできる場合は行政裁量の余地のないようにすることである。

なお、見直しを担当するメンバーは、本条例検討委員会の中から選任するのが適任である。

○自治基本条例検討委員会の中間報告について

(地域コミュニティ)の一つ目「市民は、…自治会等の活動を通じて、…取り組むよう努めるものとする。」について、「自治会等の活動に参加して」とできないか。

自治会の加入率は下がっていて、自治会に加入していない人でもその恩恵を受けている。「通じて」に含まれているのかもしれないが、「参加して」と明確にしてもらいたい。

以上、4名の方からの意見（一部要約等）

職員との意見交換における主な意見

平成23年5月11日（水）18:30～20:20
浦和コミュニティセンター第15集会室

（1）市民主体のまちづくりへの記述について

- ア 市民が自分のものと思える条例にするのであれば、市民の範囲が広いのではないか。市民＝まちづくりを担う人というイメージで読むと少し分かりづらい。それぞれの主体を主語にして書いた方がよい。
- イ 「行政が市民参加を進める」と書くと、市民＝まちづくりの主体のように感じられない。
- ウ まちづくりに市政が含まれるとあるが、読んでいてそうではないような、市政への参加やまちづくりに関して、文脈で意味が違うような感じを受ける。
- エ 市民として様々な場面で参加を捉えて、どのようなスタンスでまちづくりを進めていけばよいのか、しっかり書かないと分からないのではないか。
- オ 例えば公民館に関して、一緒に運営をしようという人もいれば、利用するだけという人もいる。一緒にやろうというとは後者は逃げ、前者の負担が増える。こういう意味で二極化が進んでいくと思う。
- カ 「（5）市政運営・まちづくり」は職員のルールブックのよう。市民が自分のものとして受け入れられるようにするためには、市民自らやるべきこと、市民が一個人としてどう関わっていくのか、責務だけでなくもっと具体的に書いたらどうか。
- キ 情報共有、参加、協働などのところで、市民が主語となるものを集約するのはどうか。

（2）市政運営に関する記述について

- ア 自治基本条例は憲法として原理原則を定めるようなものだと思う。監査は地方自治法に規定があり、確認のために書いたと思うがそこまで必要か。行政評価や組織についても同様に感じる。情報共有、市民参加、まちづくりの3点に盛り込むようにしたらスッキリするのではないか。
- イ 市政運営の基本原則とあるが、まず、まちづくりの基本原則があって、そのために各主体がどうするのかを考える。そうすればどこまで細目を定めるべきか見えてくるのではないか。

（3）理念的部分と指針的部分の書き分け等が必要

- ア 「（5）市政運営・まちづくり」は憲法的（理念的）なものではないし、実務に使うのであれば、実務はもっと細かい。そういう意味で中途半端にも感じる。このまま進めるのか、もっとシンプルにするのか検討が必要ではないか。

イ 自治基本条例を憲法・憲章的な理念を定めるものとするのであれば、中学生レベルで読めるものが望ましく、法律的なものにするのであればそこまでシンプルにする必要性はないと思う。新しいスタイルとして混在させることも考えられるが、整理した方がよいと考える。

(4) 職員の立場からの関心等について

ア 現在の部署は住民と接する機会がないが、住民と自治体が一緒にまちづくりするのは重要なこと。住民の考えを学び、業務に活かしたい。

イ 今の業務は管理・庶務的なもので、市民と関わる仕事ではないが、これからの市の方向性を考えると、協働してまちづくり、課題解決に取り組むことが必要であり、自分の力にしたい。

ウ 現在の仕事の内容は、総務的なもので協働とは無関係。今の仕事内容では自治基本条例の必要性を感じないという職員も多いと思う。

エ 職員も自治基本条例を知らない人、自分の業務にどう関わるのか分からない人も多いと思う。職員や議員にどう伝えていくのか、広報が課題。

オ 仕事はすべて市民にとって重要と職員は思っている。“憲法”を毎日意識しているわけではない。自分のものにしたらその後は空気のような存在となるべきものなのか、それとも毎日見て仕事をするためものなのか、分かりづらい。

カ 「市長等」の語句については、「等」に職員も含まれているという感じを受けた。

キ 職員の立場で見ると具体的なことを書かれると大きく業務を制約されるので厳しいが、市民の立場で見るとパンチがないと感じる。

ク 職員は全体の奉仕者という意識を持っていて、自治基本条例に書かれていることは当然のことなので関係ないと思うかもしれないが、当たり前のことをしっかり根拠を示して後輩に伝えていくための拠り所になると思う。

ケ 自治基本条例が出来たときに職員がどう活用していくのか。これまで条例がなくてもやってきた。どう消化していくのか、周知が課題。

コ 公務員でも役所、部署、または個人によって考え方は様々。反対意見も当然あって双方の意見をしっかりと聴いて検討すべき。

(5) 区、区役所に関する記述について

ア 区役所はコミュニティの大切な一部であり、市民にとっても身近なものである。区について記述する必要性を感じる。

イ 市民は、何かあるとまず区役所に意見要望を出すので、区役所にはそれらが集まる。すぐに対応できることはすぐ出来るので機動力はある。

ウ 本庁が方針を決めて区が実施するというものも多い。防災など本庁から区役所へ事務が移譲されているが、それでも区役所は窓口か、と思うときもあるが、それでよいとも思う。

エ 市全体で均一にしなければ、逆に市民にとって不利益になるような住民サービスも多い。

オ 区役所は行政の最前線で重要である。しかし、区長は公選ではない。市長の指揮権限に基づいて事務を執行している。同じ職位で局長もいるのに、なぜ区長の役割・責務だけ規定するのか。

カ 区長のあり方については不要かとも思う。また、区のあり方については、市民から見てこうあってほしいという程度のものであればよいと思う。行政の立場からするとまだまだ未熟な点や進行中のものもある。本庁と区役所との関係についても、裁量があったりなかったり、意外としっかりしていない。あまり具体的なことを書かれると行政が追いつかない。

キ 区よりももっと身近なレベルのことまで書けば、市民は身近に感じられるのではないか。

(6) 条例への期待について

ア 自治基本条例が、区民と一緒に考え、協働することによって課題解決に当たる際の拠り所、考え方の足掛りになるとよい。

イ 自治の理念を明らかにして市民主体のまちづくりを進めるという考え方には共感する。

ウ 環境問題など、行政だけでは解決が無理なものも多く、自治基本条例が様々な主体を結びつける触媒になればよい。そのためには、人づくりが大切。

エ “新しい公共”という考え方は、お互いの関係を見直そうというものだが、これまでもやってきたこと。しかし、それを担保する、拠り所となる条例がない。そのために今つくっていると理解しているが、自治基本条例は本来最初にあるべきもので、これまで無かったのだから自治基本条例は必要ないという人もいる。だからもっと市民に必要性を周知していく必要がある。

(7) 制定後の啓発等により、条例を市民のものとしていくことが重要

ア 制定後、市民を巻き込んでいくための周知が必要だが、皆の関心を喚起できるような仕掛けが難しい。

イ 例えば学校の教材として自治基本条例を使えたら、市民としての自覚が生まれるのではないか。

ウ 自分のまわりの若い人は地域や自治体のことに無関心。知らなくても生活できている。自治基本条例をどう広めていくかが課題。

エ 様々な人の意見を聴いて、自治基本条例が真に市民のものとなればよい。難しい言葉を並べるのではなく、シンプルな言葉で誰にでも受け入れられる、理念が分かりやすく伝わるようなものであるべき。

「中間報告」に関する庁内所管課等の意見

該当頁	「中間報告」該当箇所	所管課等の意見・理由等
5	<p>1. 中間報告の基本的な考え方</p> <p>(4) 条例の名称</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例の名称については、第16回検討委員会（平成23年3月3日開催）において検討し、「市民が自治の主体であることを明確にしたい」などの理由から、現時点では「<u>市民自治基本条例</u>」がふさわしいと考えています。 しかしながら、条例の名称については重要な検討課題であり、多くの方々からご意見を聴きながら、さらに議論していきます。 	<p><条例の名称></p> <ul style="list-style-type: none"> 条例の名称について、「市民自治基本条例」がふさわしいとあるが、まちづくりは、議会・行政も担っているので、違和感がある。「自治基本条例」の方がよいと考える。【西区役所区民生活部総務課】
7	<p>2. 条例案骨子、考え方・解説など</p> <p>(1) 総論</p> <p>① 自治基本条例の目的</p> <p>【考え方・解説】</p> <p>カ 市では、これまで地域活動の多くを担ってきた自治会のほかにも、NPOなどの市民活動団体、<u>公益法人</u>、事業者などが積極的な公益活動を展開してきましたが、今後は、二元代表制を基本として、より多くの市民の参加のもと、市民や地域の力だけでは解決出来ない問題を議会及び市長等が対応し、または協働によって解決を図っていくという補完性の原理に基づき、自治のあり方を皆で考え、行動していくことが重要です。</p>	<p><公益法人の表記></p> <ul style="list-style-type: none"> カ2行目「公益法人」→「<u>公益的法人等</u>」（追加）（理由） 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、「公益法人等」から「<u>公益的法人等</u>」に名称が変更されたため。【総務局人事部人事課】
9	<p>③ 用語の定義</p> <p>【条例案骨子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（市民とは） 「<u>市民</u>」とは、市内に住所を有する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。 	<p><市民の定義></p> <ul style="list-style-type: none"> ③用語の定義での市民について 「市民＝住民」を指すのが一般的であり、この「市民」については、「市内で働くもの、学ぶ者、公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体」となっているので、「市民等」に改めたほうがよい【中央区役所区民生活部コミュニティ課】

<p>1 1</p>	<p>(2) 市民の権利と責務</p> <p>① 市民の権利</p> <p>【条例案骨子】</p> <p>● (市民の権利)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、<u>安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を有する。</u> ・ 市民は、市民自治を担う主体として尊重されるとともに、次に掲げる権利を有する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市政に関する情報を議会及び市長等と共有すること。 (2) 政策の立案、実施及び評価の過程に関わること。 (3) まちづくりの成果を享受すること。 	<p><市民の権利（市民自治との関係）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民は、安全で安心な環境の中で暮らし、活動する権利を有する。」のうち、「安全で安心な環境の中で暮らし」については、この条例で検討している「市民自治」とは関連がないと考える。行政側から言えば、「総合振興計画」における「安全を確保し、市民生活を支える」各種事業・まちづくりの結果として得られるものであり、また、「安全で安心な環境」を作り出すのは、行政だけでなく、市民個人の「自らを守る」責務であるとも考える。 <ul style="list-style-type: none"> 権利として規定するのは、「市民自治」を実現するために必要なもの（P11後段）だけでよいと考える。【西区役所区民生活部総務課】
<p>2 3</p>	<p>④ 協働</p> <p>【条例案骨子】</p> <p>● (協働の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と議会・市長等は、<u>地域又は社会における共通の目的の実現並びに地域や市の課題の発見及び効果的な解決を図るため、次に掲げる原則に基づき、協働を推進するものとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 目的及び目標を共有すること。 (2) 互いの立場や特性を尊重し、対等な立場で協力すること。 (3) それぞれの責任と役割を明確にすること。 (4) 公平性、公正性及び透明性を確保すること。 ・ 市民と議会・市長等は、各々から協働の提案があった場合で、それが地域又は社会における共通の目的の実現及び地域や市の課題の解決に必要と認められるときは、協働の実現に努めるものとする。 ・ 議会及び市長等は、市民に対する協働に関する理解を深める機会の提供、市民の自発的な活動の支援、協働の場の設定その他の協働の推進を図るために必要な措置を講じるものとする。 	<p><協働の定義との関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「協働」の定義付けがされているので「市民と議会・市長等は、次に掲げる原則に～ものとする。」という中間報告（たたき台）を参考とする表現が望ましいと考える。 <ul style="list-style-type: none"> (理由) <ul style="list-style-type: none"> 協働をすることで、新たな課題が見つかることもあるが、それは目的ではなく、次のステップへ向けての過程、あるいは結果と考える。 また、“図る”とは、市民参加の概念に近くなるのではないかと考える。【市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課市民活動支援室】 <p><(1)～(4)の「原則」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「次に掲げる原則に基づき」とあるが、掲げてあるのは、「留意すべき点」であり、P30と同様の表記とすべきと考える。【西区役所区民生活部総務課】

28	<p>⑨ 監査</p> <p>【条例案骨子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（監査の実施及び運用） <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等について監査を行う。 ・ 市長は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保するため、<u>外部監査人による監査を実施しなければならない。</u> ・ 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければならない。 ・ 議会及び市長等は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない。 	<p><監査の記述></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部監査の実施については、法令で定められている内容を改めて条例に規定する必要はないのではないかと考える。（外部監査人の「分かりやすい報告規定」だけで足りるのではないか）【西区役所区民生活部総務課】
29	<p>⑩ 行政評価</p> <p>【条例案骨子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（行政評価の実施） <p>市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、市政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施する。</p> ●（行政評価への市民参加） <p>市長等は、行政評価の実施に当たっては、<u>市民から意見を聴く、または市民による評価を実施する</u>など、市民参加の方法を取り入れるよう努めるものとする。</p> ●（評価結果の公表及び事業等への反映） <p>市長等は、行政評価の内容及び結果について、市民に対して分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果を事業等に反映させるよう努めるものとする。</p> 	<p><行政評価の参加者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政評価の実施にあたっては、市民だけでなく、有識者の参加も想定されることから、「市民等からの意見を聴く」及び「または市民等による評価を実施するなど」という記述が望ましいと考える。【行財政改革推進本部】

<p>30</p>	<p>⑪ 組織、人員体制等</p> <p>【考え方・解説】</p> <p>(組織の整備等)</p> <p>イ その上で、市民が行政サービスを利用しやすく、行政サービスを効果的かつ効率的に提供できるように組織が整備され、職員が適正に配置されていること、及び<u>市民にとって分かりやすい組織</u>であることが求められます。</p> <p>エ なお、「市民が利用しやすい」こととは、市民が様々な行政サービスの担当課等に苦勞せずにアクセスし、不安なく行政サービスを受けられることを意味します。例えば、総合窓口（ワンストップサービス）等の設置や、<u>市長等が対応できない場合でも</u>どのようにすれば問題を解決できるかを相談に来た市民とともに考えてくれるような職員の配置など、様々な創意工夫が期待されます。</p>	<p><組織整備の考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イ2行目「市民にとって分かりやすい組織」→「市民にとって分かりやすい<u>簡素で継続性のある組織</u>」（追加） <p>(理由)</p> <p>組織構築の考え方のひとつに効率性が挙げられることから、市民にとって分かりやすい組織づくりを進めるにあたって、その点を意識すべきとの考えのもと、「簡素で」を追記したほうがよいと考える。</p> <p>また、組織構築の中で新設・廃止・統合・再編などが考えられるが、いずれも構築前後の組織に継続性があることが市民にとって分かりやすいものと考えられるため、「継続性」について追記したほうがよいと考える。</p> <p>【総務局人事部人事課】</p> <p><市民の相談></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エ3行目「市長等が対応できない場合でも」→「市長等が対応できない場合でも」（削除） <p>(理由)</p> <p>この表記では、市民の相談を市長が直接対応するケースがあると受けとられる可能性があるため削除したほうがよいと考える。【総務局人事部人事課】</p>
-----------	---	---

<p>3 1</p>	<p>⑫ 市の発展のための法務</p> <p>【条例案骨子】</p> <p>● (市の発展のための法務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>議会及び市長等</u>は、地域や市の課題解決のため、自らの責任において、法律、条例、規則など法令等の<u>適正な解釈及び柔軟な運用</u>を行うとともに、必要に応じて条例や規則等の制定、改正または廃止を行うものとする。 	<p><見出し（市の発展のための法務）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条文の題名について、本条例の他の条も「市の発展」のためにあると考えられるので、法務だけつけるのには違和感がある。【西区役所区民生活部総務課】 <p><主語></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法及び地方自治法において、条例制定権は地方公共団体にあると規定されているため、中間報告にある「議会及び市長等」及び「市長等」の主語の部分は、「市」とすべきではないかと考える。また、規則制定権については、議会及び市長等にあると考えられるが、「市が自らの責任において」という規定があることから、議長及び市長等を「市」に含めて解釈すればよいのではないかと考える。【総務局総務部法制課】 <p><柔軟な運用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「法律、条例、規則など法令等の適正な解釈及び柔軟な運用」とあるが、法令遵守に反する表現と誤解されてしまう可能性があるため、「柔軟な」は削除した方がよいと考える。【総務局総務部法制課】 ・ 法令について、「適正な解釈及び柔軟な運用」とあるが、法令等は遵守するのが原則であり、解釈は柔軟にすべきではないと考えるので、「適正な解釈及び運用」でよいのではないかと考える。また、本条文では、議会と市長等の両者の規定となっているが、そもそも両者の立場は異なっているため、別に規定すべきではないか。（条例の制定・改廃は、議会の権能では）【西区役所区民生活部総務課】
------------	--	--

⑬ 危機管理

【条例案骨子】

● (危機管理)

- ・ 議会及び市長等は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす、またはそのおそれのある災害、事件、事故など緊急の事態をいう。以下同じ。）に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、次に掲げること努めなければならない。

(1) 「自助」、「共助」、「公助」の考え方及び危機管理対策について市民へ周知及び啓発を行うこと。

(2) 市民や関係機関と危機管理に関して積極的に協議し、または相互に協力し、適切な対応を準備すること。

(3) 危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減、危機の再発防止を図ること。

(4) 被害者の救済など危機の収拾を図ること。

- ・ 市長等は、危機発生時には、その情報を速やかに収集、発信し、市民及び地域とともに迅速かつ効果的な対応を図らなければならない。

<危機管理の記述全般>

- ・ 自治基本条例は、「自治体の憲法」というべき、自治体の基本ルールを定めるものであり、【条例案骨子】の記載にあるような、「危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減」などの対策まで条例で定めることに疑義を感じる。

条例を基に体系的に計画や要綱・要領等で対策やルール等を定めることが一定の手法と考える。

よって、記載事項の①～④部分については、「さいたま市危機管理指針」を基に、地域防災計画や緊急事態等対処計画等で定めていることから、本条例では、危機管理に関する方向性のみの記載にとどめるべきと考える。

また、危機発生時は市民の代表で組織する議会と行政が協力しあい対応することは当然のことであり、あえて「議会及び市長等は」と記載する必要はないと考える。

(例：条例案骨子)

市は、危機に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、市民や関係機関等と情報共有しながら危機への迅速かつ的確な対応を図る。【総務局危機管理部】

② 区のあり方

【条例案骨子】

● (区役所の役割・責務)

- ・ 区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に行うよう努めるものとする。
- ・ 区役所は、地域の問題を受け止める身近な窓口として、また、区民(区内に住所を有する者、区内で働く者、区内で学ぶ者、区内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。以下同じ。)による地域のまちづくりの調整・まとめ役として機能し、地域の問題について区民とともに、また、本庁組織と連携して解決を図るなどして、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを推進する。
- ・ そのために、区民の生活に関わる様々な情報の収集及び発信を進め、区民の区政への参加及び協働を促し、区民の様々な活動の支援を通して、区民の主体的なまちづくりの推進に努めるものとする。

● (区長の役割・責務)

- ・ 区長は、その権限と責任のもと、市政及び区政の方針に基づき、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮しながら、公正、公平、かつ迅速に、区民のための区政を行うものとする。

● (区民会議)

- ・ 区民が主体となって区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。
- ・ 区民会議は、区内に住所を有する者または区内で活動する多様な主体の代表等で構成する。また、区役所職員が参加し、必要に応じて行政の立場からの助言等を行う。
- ・ 市長及び区長は、区のまちづくりの推進のために、区民会議の提言を尊重するものとする。
- ・

＜区民の定義＞

- ・ ②区のあり方での「区民」について

その後のカッコ内に「区内で働く者、学ぶ者、公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体」と記入されているが、区民に限定してはいないため、「区民等」に改めたほうがよいと考える。【中央区役所区民生活部コミュニティ課】

＜区長の記述＞

- ・ 区長については、公選で選ばれた特別区の区長とは異なり、行政職の一ポストであることから、他の局長同様職員としての規定だけで足りると考える。【西区役所区民生活部総務課】

<p>37</p>	<p>(7) 条例の運用等</p> <p>① 条例の運用（実効性の確保）</p> <p>【条例案骨子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（実効性の確保） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、市民自治の推進を図るため、この条例の啓発、運用状況の調査、<u>実績の評価</u>、必要な改善の検討等を市民参加により行う仕組みを設けるものとする。 ・ 議会及び市長等は、この条例について、市民の理解が進むよう、市民への啓発に努めるものとする。 ●（条例の見直し） <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会及び市長等は、社会経済情勢、この条例の運用状況等を勘案し、適宜見直しを行うものとする。 ・ この条例の見直しの検討は、市民参加により行うものとする。 	<p><実績の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「実績の評価」とあるが、評価のための指標はどのように設定するのか。自治基本条例は、自治体の憲法としての性格上、個別具体の事業を書き込むことはそぐわないと考えられるので、効果・成果を具体的に把握して評価することは困難ではないか。【西区役所区民生活部総務課】
-----------	--	--